

## 秋田市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

平成25年3月21日  
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）および秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令、省令および条例の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

(2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(認定基準)

第3条 計画は、法第54条第1項各号に掲げる認定基準に適合するものとする。

2 計画は、法第3条第1項の規定に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118

号)に従い、都市の緑地の保全に配慮することとし、その内容については、次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等をしようとする区域に、次に掲げる協定が締結されている場合は、当該協定（緑地保全に係るものに限る。）に適合するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定  
イ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第1項に規定する緑地協定

(2) 低炭素建築物の新築等をしようとする区域が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内でないこと。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査）

第4条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による申請をしようとする者は、当該認定申請をする前に、計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機関の技術的審査を受けることができる。

(1) 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物の住戸の部分に係る計画 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

(2) 前号以外の建築物に係る計画 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（添付図書）

第5条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査を受けた場合にあっては、当該計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(2) 住宅品質確保法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4および一次エネルギー消費性能等級5に適合しているこ

と)の写し

(3) その他市長が必要と認める図書

(添付図書の省略)

第6条 市長が認める場合において添付図書を省略することができる。

(認定申請取下げの届出)

第7条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による申請をした者は、市長が当該申請に係る認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。

(認定建築主の変更の報告)

第8条 認定建築主(法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)は、法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物(以下「認定低炭素建築物」という。)の新築等の工事が完了する前に、認定建築主を変更したときは、認定建築主変更報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第9条 認定建築主は、法第55条第1項に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(建築工事の完了の報告)

第10条 認定建築主は、認定低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、建築工事完了報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

(建築の取りやめの申出)

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、速やかに認定計画に基づく建築物の建築取りやめ申出書(様式第5号)により市長に申し出なければならない。

(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定をしないときは、認定しない旨の通知書

(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第13条 市長は、法第56条の規定により認定建築主に対し報告を求めるときは、報告を求める通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 前項の規定により報告を求められた認定建築主は、状況報告書(様式第8号)により市長に報告するものとする。

(改善命令)

第14条 市長は、法第57条の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書(様式第9号)により行うものとする。

(計画の認定の取消し)

第15条 市長は、法第58条の規定により計画の認定を取り消したときは、計画認定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。